

第6回長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会 次第

日時：令和元年11月21日(木)

13:30～16:30

場所：県庁本館棟 特別会議室

1 開会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 第5回専門分科会で議論された論点について

(2) 障がい者団体、関係団体等との意見交換等について

(3) 障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい共生社会づくりに関する意見募集
結果について

(4) 「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」条例骨格案 検討報告書（案）について

(5) 障がい者共生社会づくり条例案の全体骨子（案）について

(6) その他

4 閉会

第6回長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会 出席者名簿

(氏名五十音順、敬称略)

所属機関・団体名		職名等	氏名	備考
長野県弁護士会		弁護士	青木 寛文	
(株)ジェイハート		代表取締役	池田 純	
長野大学社会福祉学部		教授	伊藤 英一	(欠席)
上智社会福祉専門学校		特任教員	大塚 晃	会長
長野県精神保健福祉会連合会		理事長	草間 博	
長野県身体障害者福祉協会		理事長	小林 和夫	
信州大学教育学部	特別支援教育	教授	永松 裕希	(欠席)
長野県手をつなぐ育成会		会長	中村 彰	
前長野県自立支援協議会		会長	福岡 寿	
多機能型事業所アトリエCoCo		所長	綿貫 好子	
健康福祉部		部長	大月 良則	
	健康福祉政策課	企画調整係	主任	飯島 弘章
	保健・疾病対策課	心の健康支援係	課長補佐兼 心の健康支援係長	小澤 利彦
	健康福祉政策課	企画調整係	主任	飯島 弘章
	障がい者支援課 (事務局)		課長	高池 武史
			企画幹	和田 徹
		社会生活係	課長補佐兼社会生活係長	常盤井 智
			専門幹兼担当係長	古海 淳
		主事	金井 大地	
長野県教育委員会事務局	特別支援教育課	指導係	主任指導主事	渡邊 和幸

計18名

第 5 回障がい者権利擁護専門分科会の検討状況について

障がい者支援課

障がいの有無にかかわらず、誰もが認め合い、支え合う共生社会を目指すとともに、障がいのある方が感じる生きづらさの解消を図るための条例について、「長野県社会福祉審議会障がい者権利擁護専門分科会」の第 5 回目を以下のとおり開催し検討した。

1 開催日時 10月28日(月) 13:30～16:30 (会場：県庁 議会増築棟 402号会議室)

2 出席委員数 委嘱委員 10名のうち9名出席

3 審議内容

「論点事項(目的、前文に盛り込むべき事項 他)」、「今後の分科会の進め方」及び「主な論点の再整理」等について事務局が説明し、委員から意見を求めた。

4 委員等から出された主な意見

(1) 専門分科会で議論する論点について

ア 論点 11 共生社会実現のための施策

【虐待防止】

- ・障がい者に対する差別の中で究極な差別が虐待なので明記してほしい。
- ・施設職員の内部通報に対するサポート体制について明記すること。

【医療を要する障がい者への支援】

- ・医療から早い段階において福祉につなげるような取組みが重要

【人材育成と資質向上】

- ・福祉人材や医療、保健分野は別に盛り込む必要があるのではないか。
- ・障害者基本法、虐待防止法、バリアフリー法など様々な法律があるが、こういうものを総合的に理解する人の養成は必要になる。

イ 論点 12 その他

- ・コミュニケーション弱者に対しての情報保障を盛り込むこと。
- ・「司法への参加の支援(意思の代弁、情報の伝達)」を盛り込んでほしい
- ・条例施行後の検討は、3年に1度程度の見直しは必要
- ・女性障がい者について盛り込んでほしい。
- ・障がいのある少女と障がい者のある女性を別々に表記し、その施策を考えること。

ウ 論点 13 目的

- ・誰にでも分かりやすくすること。
- ・障がい者の「人格」と「個性」の尊重について明記すること。
- ・障がい者の能力を見出す内容を明記すること。

エ 論点 14 前文に盛り込むべき事項

- ・「地域移行」等、長野県らしさを明記すること。
- ・外国人障がい者に対する内容を明記すること。
- ・「社会モデルの実現」及び「本人の意思決定の尊重」を盛り込むこと。
- ・本来の場所に支援や配慮が入るような施策を盛り込むこと。

(2) 主な論点の整理

ア 障がい者の範囲について

- ・ 条例の名称により、県民の多くが内容を感じ取るため、障がい者の範囲の中に生きづらさを感じている方や外国籍、LGBT等が含まれると受け取ってもらえない難しさがある。
- ・ 「継続的」だけでなく、「断続的」の表現が入ったほうがよい。
- ・ 障がい者を対象とした条例であることを明確にするため、条例名に「障がい」を含め、目的をきちんと定めた条例にしてほしい。
- ・ 本人の努力では解決できない生活のしづらさを継続的に持ち続ける方たち等について、前文等に入れてほしい。

イ 不当な差別的取扱い（定義、差別の禁止）について

- ・ 「不当な差別的取扱いを、可能な限り回避する努力をする」等の文言を入れること。
- ・ 「正当な理由があると判断」の文言からいきなり始まるのはいかがなものか。
- ・ 「差別的扱い」の表現ではなく、「差別的対応」はどうか。

ウ 合理的配慮（定義、不提供の禁止）について

- ・ 対話による相互理解を深めるために、「対話による相互理解」という文言を入れてほしい。
- ・ 障害者雇用促進法では、事業者の合理的配慮は義務化されているので、事業者に関しては義務化でよいのではないか。
- ・ 「提案に基づく対話と相互理解」のような表現を含めてほしい。
- ・ 事業者に自治会のような組織を含めるのか。

エ 基本理念について

- ・ 女性であるがゆえの差別があるので、「女性」という言葉を絶対使ってほしい。

オ 定義について

- ・ 社会モデルは大事にしていた考え方なのでぜひ盛り込んでほしい。
- ・ 障がいがあっても特別な場所ではなく、本人の意思に基づいて望む場所で暮らせる社会についても盛り込んでほしい。

(3) 長野県「障害のある人もない人も共に生きる社会を目指す研究会」に寄せられた差別事象について

(発達障がいを理由に放課後学童保育が受けられなかった事例について)

- ・ 障がい者の前に児童であるべき子供を、本来の児童館や児童クラブで受け止められないということ自体、事業所の責任というより、施策を行っている自治体の責任だと思う。

(アパートの賃借の際、視覚障がいがあることを理由に契約に至らない事例について)

- ・ 視覚障がい者だけではなく、精神障がい者等、もっと深刻な問題がある。対話で解決するのかどうか疑問である。

(その他)

- ・ 県における差別事象の観点も必要だが、法務省のような人権擁護の専門家が分析しているものに準じて行う方法も、一つの方法である。

当事者団体、関係団体等 意見聴取結果

意見回答年月日 令和元年 10月 20日

団体名 信州難聴者協会

団体側対応者 宮崎理事長 ほか1名

障がい者の現状及び障害者差別解消について

(現状)

- ・聴覚に障がいのある人が、何に困っていて、どうしてほしいのか、障がいの理解が進んでいない。
- ・要約筆記派遣申請をしても通訳者がいない場合や、担当職員が要約筆記を理解していない地域もある。
- ・相手からの情報は筆談で、自分からの情報は口頭のため、負担にギャップがあり、相手方への依頼にハードルが高い。
- ・要約筆記について、障害者手帳によって手帳の有無によって市町村での対応はまちまち。
- ・選挙における政権放送にも字幕放送がされないDVDが選挙管理委員会から送付される。
- ・障害者手帳の対象にならない難聴者に対する支援が足りない。(健常者と同等に扱われる)
- ・職場での朝の挨拶の内容等についても、文書やメモでの配布もない。
- ・病院受診時に、耳の聞こえる家族等と来るように言われる。
- ・病院に要約筆記者を同行したところ、「あなたは耳が聞こえるから要約筆記は要らない」と医者に言われた。

(障害者差別解消法施行後について)

- ・メンバーには、法律等が改正されるたびに説明会を開催している。
- ・公共交通機関や街の中では文字情報が多くなり、見て分かる配慮が多くなった。
- ・テレビの字幕放送が多くなり、諦めていた番組も視聴出来るようになった。
- ・病院や銀行などに「耳マーク(手話・筆談対応)」が置かれるようになった。
- ・手話に親しむ人が増えた。(手話が理解されてきた)
- ・公的機関の窓口対応も改善されており、病院等ははるく配慮されるようになった。
- ・合理的配慮という言葉は認識されてきたが、その内容や実施方法について浸透していない。
- ・生きるため、職に就き、働く事が基本であるにもかかわらず、職場での合理的配慮がなされていない。
- ・あからさまの無視はないが、近所での合理的配慮はほとんどない。
- ・講演会や講座等に、手話通訳者や要約筆記者が配置されていない。

共生社会実現に向けた取組及び条例に望むこと

(共生社会の実現に向けた取組について)

- ・障がい理解を進めるための広報啓発活動を。(筆談もすぐ対応してくれるような広報啓発を)
- ・障がいのある人と共に生きることが「当たり前」となるよう、幼少期の時から障がいのある人との交流機会をつくる。
- ・あいサポート運動の周知と推進が必要
- ・障がいにより、支援やサポート内容も異なることを知ってもらう機会や活動をお願いしたい。
- ・生活していく中で、必要な場面には、いつでもどこでも要約筆記などの文字情報が使えるように配慮してほしい。
- ・コミュニケーションが問題で引きこもりにならないように、障がい者理解のための広報啓発に結び付けてほしい。
- ・障がい特性に応じたコミュニケーション支援を充実させてほしい。
- ・聞こえにくいことは、「コミュニケーション障がい」であることを知ってもらい、コミュニケーションの円滑化や支援を。

(条例に望むこと)

- ・難聴者にとって、「してほしくないこと」や、「いやなこと」を知ってもらい、ルール化してほしい。
- ・「聞こえないから仕方がない」と諦める場面がないように社会参加できるように仕組みをつくってほしい。
- ・見た目ではわからない障がいもあるので、「見た目だけで判断しない」というような文言が入る条例を考えてほしい。
- ・どこにも文字情報がある社会にしてほしい。
- ・表向きの文章ではなく、実現できるものにしてほしい。

障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい共生社会づくり に関する意見募集結果について

長野県 健康福祉部 障がい者支援課

「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」の制定に向けた検討にあたり、県民から広く共生社会実現に向けた意見（条例に望むこと、共生社会に必要な施策等）を募集した。

- (1) 募集期間 令和元年 7 月 8 日から令和元年 10 月 31 日まで
- (2) 応募件数 91 件
- (3) 寄せられた主な意見 以下のとおり

区分	寄せられた意見
目的・理念	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者共生づくり条例」ではなく S D G s を踏まえた「誰一人として取り残さない共生社会づくり条例」にしていきたい。 ・条例の理念は障害者だけに絞ったものにしていただきたい。 ・障がいの考えかたは、医療モデルではなく社会モデルの考えかたを主としてほしい。
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内部のバリアフリー化は進んでいるが、屋外道路は非常に見落とされている。特に交差点、歩道への対応をしっかりとってほしい。 ・障がい者が屋外や街中で、健常者と同じように支障なく動ける施設・街づくりなどが、共生していくには一番大切なことだと思う。 ・安心して「自分の生活」をできる環境を保障してほしい。
人権擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・今の子育てでなく、社会にむけた姿を想像しながら子育てができるよう、個性を尊重できるような事を盛り込んだ条例にしてほしい。 ・障がいのある人の存在が、障がいのない人にとって忌み嫌う存在ではなく、障がいを人の個性と思えるような風潮を作っていく条例にして欲しい。
学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、障がい者のことを知る機会がない。もっと学校教育の中に障がい者理解を反映させてほしい。 ・手話を義務教育に組み入れ、身近に習得できる環境を作る条例 ・就学前の児童、小学～高校の授業の中に障がいについて学ぶ時間を組んでほしい。 ・健常者と障がい者が一緒に過ごす機会を与えたり、世の中には健常者だけでなく、身体や脳（知的や精神）や発達に障がいがある人たちが居ることを、早い段階からインクルージョン教育をしていくこと。早期から生命尊重や多様性の教育をしない限り、共生の考え方は育たない。 ・障がいについて県民の理解を広く深めるため、教育機関での教育、普及に力を入れてほしい。 ・義務教育の小学校、中学校の段階で共に学べるよう、副学籍交流がもっと進むといいと思う。 ・障がいのない人を基準としてるところを、まずは学校で、障がいがあっても一緒に学べる環境をつくって、障がいのある人と過ごすのが当たり前になるような条例にしてほしい。 ・県内の特別支援学校の名称を、変更してもらえるような、条例にしてほしい。 ・「養護」という名称自体に含まれるイメージは、時代遅れに感じる。 ・学校では「養護」してもらっている訳でなく、特別に支援してもらった教育を受けさせてもらっているので、あくまでも、スペシャル ニーズがある子ども達である。 ・障がいを持った子が、地域の中で当たり前の存在となるために、副学籍制度を利用した交流は有意義である。

<p>交流の機会・文化芸術</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なレクリエーション、文化祭、社会貢献活動を対等な立場で参加する機会が増える条例を希望する。 ・勇気と希望につながる講演、スポーツ、芸術の力に触れる機会を増やす条例を。 ・たくさんの人々があつまり、交流機会が増える事をのぞみます。 ・団体等のみでの活動だけでなく、健常者（一般）にもPRする。また、悩み等聞いてもらう場等、交流機会を作してほしい。 ・障害者同志の交流会をもっと多くしてほしい。 ・障害者とその家族の交流会とその持つ問題をいろいろなところを通して交流となるように。
<p>労働</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対して不当な対応をなくす条例 （賃金未払い、説明ない賃金支払いの遅延、契約より少ない賃金支払い子供への虐待を防止する体制同様に不当な対応をされた時に相談できる窓口、ラインの設置、第三者からの報告含めて） ・障がい者が一般で働ける条例 ・もっと気楽に楽しく仕事ができる条例
<p>障がい者理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な人（いろいろな過敏があり、ストレスを感じてしまう）がいることを受け入れられる社会になる条例に（仲間はずれにしない） ・社会・大人の都合で良い子に育てられるのではなく、生まれたその子がその子らしく意思決定支援がされる条例に（意思決定支援を進める） ・国民自体が障がい者のことを理解できていないのではないかと感じる。障がい者のことを理解してもらえるような機会を作してほしい。 ・障がい者が受ける差別が起こる根本的な原因、社会的障壁が起こる根本的な原因を是正する条例内容にしてほしい。 ・障がいのない人に対して、障がいの理解が深まる啓発を、県や市がもっと取り組んでいくような条例にしてほしい。 ・地域住民の理解は深まっていないと感じる。偏見に苦しめられてきた経過があるため、解決されるような条例にしてほしい。 ・家庭で暮らす事が一番だという考え方もわかりますが、それだけでは誰もが暮らしやすい共生社会は成り立たないと思う。むしろ、施設は可哀想、施設は惨めというような、誤った価値観を無くす政策を探っていただきたい。
<p>周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民に本条例がつくられることを周知してもらいたい。法が謳う合理的配慮を本条例では具体的に示してほしい。
<p>医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療が進歩してきたことで、重症心身障がいの医療的ケアの必要な子供が増えているので、その家族を支援する仕組みを作してほしい
<p>災害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の備えや保障がしっかりある。 ・大きな災害があった際に、障がいのある人にしっかりと配慮できる避難所を設置することを条例に盛り込んでほしい。
<p>条例の名称等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例名から「障がい者」を外して、「共生社会づくり条例」として、LGBT等も含めた方が良いと思う。 ・「障がい者差別」を連想させないため、「障がい者」という言葉を入れない条例名にしてほしい。（例：「長野県たすけてほしい人共生社会づくり条例」、「長野県ヘルプ共生社会づくり条例」）

県施策	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動と取組みを一体化し、条例の中に推進事項として加えてほしい。 ・長野県は地形の特徴から、圏域毎に別ける事がサービスの充実に繋がると思われるが、圏域の狭間に暮らす人、圏域内だけでは、成長も生命も護れない実情があることを踏まえた、福祉条例を強く望みます。 ・独居家庭が年々増加しており、地域での助け合いなど、政策をもっと充実してもらいたい。
障がい者表記	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人という書き方でなく、支援が必要な人（特別なニーズのある人）という書き方にしてほしい。 ・条例や課の名前に障がい者と付くことで、隔たりが生まれる可能性がある。
社会生活	<ul style="list-style-type: none"> ・「社会の中に障がい者がいるのが普通」という町に是非してほしい。 ・障がいのある方が、住みやすい社会の実現は、弱い立場の方々（高齢者、子ども、妊産婦、病人等）にとっても住みやすい社会の実現が図られると、健常者にとっても住みやすい社会となると思う。 ・一生涯通じて障がいを持ちながらも、あたたかい社会で豊かに生きられる条例を望む。 ・障がい者は端っこ。裕福な生活も出来ない。もっと健常者が寄り障がい者が住みやすい社会にして欲しい。 ・どうか障がいのある人が居るのが当たり前な世の中に、辛い思いをする人が居なくなるように切に願う。
障がい者・家族等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児のいる家庭の声をもっと聴いてもらえる機会を増やしてほしい。 ・障がいを持つ子のお母さんの援助をしてほしい。 ・条例の対象者は、県民（県に在住するもの）だけでなく、県を訪れる観光客や出張で訪れる勤労者、県内在住者と面会のため訪れる家族や親類、パートナーや友人なども対象であることを明記してください。 ・共生が難しい強度行動障がいについて、もっと優先して支えてもらい、受け入れてほしい。
障がい者差別	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な差別についても言及が必要 ・障がいのレベルによって、分けられる差別がある限り、すべての人が暮らしやすい社会なんて無理な話なんじゃないかと思う。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会で活躍している障がい者を積極的に広宣する環境を促進する条例 ・一人暮らし障がい者の掌握、各支援者との連携を強化する条例 ・もっと周りが障がい者の事を認め合い支援する条例 ・障がいの有無は環境によって変わるので、その時の支援が必要な人が支援が受けられる条例にしてほしい。 ・健常者中心の条例、健常者の目線、視点での条例にならないよう、お願いしたい。 ・相談員については、手話言語ができるだけでなく聴覚障がい者の生活文化を尊重、理解する人であることを望む。 ・社会には男性と女性がいて、公衆浴場、更衣室等は女性用 男性用に分かれている。社会には障がい者がいます、それも、いろいろなタイプの障がい者がいます。盲、ろう、身体、知的、精神、重複障がい、発達障害等、多くの障害があります。私は、これを障がいと呼ぶのではなく、「一人の人間としての個性」であると思っている。そして、一つ一つの個性を持つ人々には、更衣室と同じように、彼ら専用の施設が必要なんだということを理解できる社会環境を見直していく必要性を求めたい。女性用の公衆トイレを建設することを反対する男性はいるのでしょうか？必要な場所に国民が必要とする施設を建設することに反対する人たちは、障がい者を理解せず、偏見に満ちている。